

## 高岡市地域防災計画（雪害編）新旧対照表

旧（修正前）	新（修正後）	備考
高岡市地域防災計画 雪害編  <b>修正案</b>  令和 <u>5</u> 年 <u>9</u> 月改定	高岡市地域防災計画 雪害編  <b>修正案</b>  令和 <u>8</u> 年__月改定	凡例： <u>下線</u> <u>修正箇所</u>

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 雪害予防

#### 第6 緊急輸送道路

(略)

さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国(追加)が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(略)

## 第1章 災害予防計画

### 第1節 雪害予防

#### 第6 緊急輸送道路

(略)

さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(略)

国防災基本計画の記載に合わせ修正

#### 第10 男女共同参画(追加)の視点を取り入れた防災対策

男女双方及び性的少数者の視点に配慮した防災を進めため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画(追加)の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

#### 第9 男女共同参画等の視点を取り入れた防災対策

男女双方及び性的少数者の視点に配慮した防災を進めため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画等の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

県災害対応検証を踏まえた修正

#### 第9 市民及び事業所・企業のとるべき措置

(略)

##### 2 事業所・企業

(略)

(3) 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、(追加) 各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練(追加)、施設の耐震化(追加)、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等(追加)を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(新設)

#### 第10 各主体のとるべき措置

(略)

##### 2 事業所・企業

(略)

(3) 雪害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるとともに、これらを具体化した事業継続計画（B C P）の策定・運用に努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、施設の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組みを通じて防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害対応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

国防災基本計画の記載に合わせ修正

(新設)

(新設)

##### 3 市・県

(1) 地域の住民や事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の災害発生時の適切な避難行動や避難先、避難所の開設・運営方法、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

県災害対応検証を踏まえた修正

(新設)	(2) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	県災害対応検証を踏まえた修正
<b>第 2 節 住民参加の除排雪</b>	<b>第 2 節 住民参加の除排雪</b>	
<b>第 3 除雪支援措置</b>	<b>第 3 除雪支援措置</b>	
(略)	(略)	
<b>2 要配慮者に対する支援</b>	<b>2 要配慮者に対する支援</b>	
(略)	(略)	
(1) 対象者 <u>と対象外者</u>	(1) 対象者 <u>(削除)</u>	市ホームページの記載に合わせ修正
① 対象者	住民税非課税世帯で、①～⑥のいずれかに該当する方	
ア 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯	① 65歳以上のひとり暮らし高齢者の世帯	
イ 65歳以上の高齢者のみの世帯	② 65歳以上の高齢者のみの世帯	
ウ 65歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯	③ 65歳以上の高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯	
エ ひとり暮らしの障がい者の世帯	④ ひとり暮らしの障がい者の世帯	
オ ア～エに準ずる場合であって、市長が特に必要があると認める世帯	⑤ 障がい者のみの世帯	
	⑥ 高齢者と障がい者の世帯	
② 対象外者	(削除)	
ア 当該年度の住民税が課税されている世帯	(削除)	
イ 生活保護法の適用を受ける被保護者の世帯	(削除)	
ウ 別居の親族が除雪支援を行う世帯	(削除)	
(略)	(略)	
<b>第 5 節 要配慮者の安全確保</b>	<b>第 5 節 要配慮者の安全確保</b>	
高齢者（とりわけ独居老人）等、いわゆる「要配慮者」の増加が見込まれる。防災知識の普及、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。	著しい高齢化の進行に加え、障がい者、外国人等の要配慮者が増加していることから、防災知識の普及、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の情報提供、避難誘導、救出・救護対策等防災の様々な場面において、 <u>福祉的な支援の充実</u> や要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。	国防災基本計画の記載に合わせ修正
(新設)	また、要配慮者の多様なニーズに十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。	県災害対応検証を踏まえた修正
<b>第 1 災害時要援護者の定義と基本的考え方</b>	<b>第 1 要配慮者の定義と基本的考え方</b>	用語の整理
(略)	(略)	

<b>第2 災害時要援護者の安全確保</b> <p>(略)</p>	<b>第2 要配慮者の安全確保</b> <p>(略)</p>	用語の整理
<b>第4 外国人及び市外からの来訪者への対策</b> <p>地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、外国語併記の誘導標識、避難施設案内板等の設置や、外国語<u>標記</u>による避難施設一覧表の市ホームページでの公開に努める。</p>	<b>第4 外国人及び市外からの来訪者への対策</b> <p>地理不案内な外国人及び市外からの来訪者の安全な避難を確保するため、外国語併記の誘導標識、避難施設案内板等の設置や、外国語<u>表記</u>による避難施設一覧表の市ホームページでの公開に努める。</p>	誤字の修正
<b>第7節 雪害に対する調査研究</b> <p>(略)</p> <p>これら各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を、科学的かつ総合的に調査研究することが必要であるため、国の各省庁、防災関係機関等において、雪氷に関する基礎的調査研究、雪崩対策の研究、雪圧・着雪氷対策等の研究が行われている。<u>(追加)</u></p>	<b>第7節 雪害に対する調査研究</b> <p>(略)</p> <p>これら各種の雪害を克服するために、その発生メカニズムの解明と対策を、科学的かつ総合的に調査研究することが必要であるため、国の各省庁、防災関係機関等において、雪氷に関する基礎的調査研究、雪崩対策の研究、雪圧・着雪氷対策等の研究が行われている。<u>また、雪害発生時ににおける円滑な人命救助活動等に資するよう、官民連携による革新的技術の実用化に向けた研究開発が推進されている。</u></p>	国防災基本計画の記載に合わせ修正
<b>第10節 ライフライン施設の応急対策</b> <b>第1 上水道施設</b> <p><b>1 被害の防止</b></p> <p>上下水道局は、上水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪を求めるとともに、利用者に対し、給水管の防寒措置、被害発生時の措置等について広報を行う。<u>(追加)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<b>第10節 ライフライン施設の応急対策</b> <b>第1 上水道施設</b> <p><b>1 被害の防止</b></p> <p>上下水道局は、上水道施設の被害防止及び軽減を図るため、常時、機器設備等の点検及び除排雪を求めるとともに、利用者に対し、給水管の防寒措置、被害発生時の措置等について広報を行う。<u>加えて、防災関係機関は被害が生じた場合に備え、復旧に必要な資材の確保・貯蔵に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。</u></p>	県災害対応検証を踏まえた修正
<b>第2章 災害応急対策計画</b> <b>第1節 応急活動体制</b> <b>第3 災害対策本部の設置及び運営</b> <p>(略)</p> <p>1 本部の設置</p>	<b>第2章 災害応急対策計画</b> <b>第1節 応急活動体制</b> <b>第3 災害対策本部の設置及び運営</b> <p>(略)</p> <p>1 本部の設置</p>	

<p>(略)</p> <p>(1) 設置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市域において積雪が 90cm 以上で、被害が拡大するおそれがあるとき</li> <li>② 臨時庁議において本部設置の必要性が認められたとき</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 設置の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市域において積雪が 90cm 以上で、被害が拡大するおそれがあるとき</li> <li>② 臨時庁議において本部設置の必要性が認められたとき</li> <li>③ <u>本市に次の特別警報が 1 以上発表されたとき (災害対策本部を自動設置する)</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪特別警報</li> <li>・暴風雪特別警報</li> </ul> </li> </ul> <p>(略)</p>	<p>特別警報発表時に災害対策本部自動設置を明記</p>												
<p><b>第 4 職員の動員・配備</b></p> <p>市域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は<u>(追加)</u>職員を<u>動員</u>し、必要と認められる配備体制をとる。<u>(新設)</u></p>	<p><b>第 4 職員の動員・配備</b></p> <p>市域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を推進するため、本部長は<u>デジタル技術を活用し、関係職員を一斉連絡し</u>、必要と認められる配備体制をとる。 <u>体制の設置後は、指揮命令系統や各自・所属組織の発災後の各段階における役割を確認するとともに、迅速かつ確実な災害応急対応にあたるよう努める。</u></p>	<p>県災害対応検証を踏まえた修正</p>												
<p>(略)</p> <p><b>1 職員の配備</b></p> <p>(1) 本部設置前の配備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部設置後の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">配備事由</th> <th style="text-align: center;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常配備体制</td> <td> <p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p> </td> <td> <p>左の①、②の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	配備事由	配備体制	非常配備体制	<p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>左の①、②の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>1 職員の配備</b></p> <p>(1) 本部設置前の配備</p> <p>(略)</p> <p>(2) 本部設置後の配備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">配備事由</th> <th style="text-align: center;">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">非常配備体制</td> <td> <p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p> <p>③<u>本市に次の特別警報が 1 以上発表されたとき (災害対策本部を自動設置する)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪特別警報</li> <li>・暴風雪特別警報</li> </ul> </td> <td> <p>左の①～③の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	種別	配備事由	配備体制	非常配備体制	<p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p> <p>③<u>本市に次の特別警報が 1 以上発表されたとき (災害対策本部を自動設置する)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪特別警報</li> <li>・暴風雪特別警報</li> </ul>	<p>左の①～③の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p>	<p>特別警報発表時に災害対策本部自動設置を明記</p>
種別	配備事由	配備体制												
非常配備体制	<p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>左の①、②の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p>												
種別	配備事由	配備体制												
非常配備体制	<p>①積雪が 90cm を越え、被害が拡大するおそれがあるときで、本部長が必要と認めたとき</p> <p>②局地的な災害の発生であってもその被害が甚大であると予測され、本部長が必要と認めたとき</p> <p>③<u>本市に次の特別警報が 1 以上発表されたとき (災害対策本部を自動設置する)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雪特別警報</li> <li>・暴風雪特別警報</li> </ul>	<p>左の①～③の事由が生じた場合は、次の体制をとる。</p> <p>職員全員をもって総合的な応急対策を実施する。</p>												

<b>第2節 情報の収集・伝達</b>	<b>第2節 情報の収集・伝達</b>	
<b>第2 情報連絡体制</b> <p>市及び防災関係機関は、(追加) 災害時に各種情報の迅速かつ的確な収集・伝達を図るため、あらかじめ連絡責任者を定め、相互の通信連絡を統轄させるとともに、あらゆる通信手段を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確立する。</p> <p>(新設)</p>	<b>第2 情報連絡体制</b> <p>市及び防災関係機関は、平常時から定期的な訓練等を通じた連携体制を構築するとともに、災害時に各種情報の迅速かつ的確な収集・伝達を図るため、あらかじめ連絡責任者を定め、相互の通信連絡を統轄させるとともに、あらゆる通信手段を確保し通信従事者を配置するなど、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確立する。</p> <p>また、通信が途絶している地域で応援部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるものとする。</p>	県災害対応検証を踏まえた修正
<b>3 通信連絡手段</b> <p>風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第4、(追加)に準ずる。</p>	<b>3 通信連絡手段</b> <p>風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第4節「災害情報の収集・伝達」第4、第8及び第9に準ずる。</p>	国防災基本計画の記載に合わせ修正
<b>第6節 避難対策</b>	<b>第6節 避難対策</b>	
(略)	(略)	
(新設)	また、T E C – F O R C E、警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。	国防災基本計画の記載に合わせ修正
<b>第4 避難施設の開設 (追加)</b>	<b>第4 避難施設の開設・統廃合</b>	
(略)	(略)	
(新設)	<b>3 避難所の統廃合</b>	県災害対応検証を踏まえた修正
(新設)	風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第10節「住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営」に準ずる。	
<b>第5 避難施設の運営</b>	<b>第5 避難施設の運営</b>	
(略)	(略)	
また、市は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織(追加)、避難所運営について専門性を有したN P O ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織(避難所運営委員会)が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。(新設)	県災害対応検証を踏まえた修正	
<b>1 避難者名簿(カード)</b>	<b>1 避難者名簿(削除)</b>	国防災基本計画の記載に合わせ修正
(略)	(略)	用語の整理

<p><b>6 外国人の援護対策</b> (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p>	<p><b>6 要配慮者の支援対策</b> (略) 風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第15節「要配慮者の支援対策」に準ずる。</p> <p><b>7 防疫保健衛生対策</b> 風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第11節「避難所等における防疫保健衛生対策」に準ずる。</p> <p><b>8 ペットの保護対策</b> 風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第13節「ペットの保護対策」に準ずる。</p>	用語の整理 県災害対応検証を踏 まえた修正 県災害対応検証を踏 まえた修正 県災害対応検証を踏 まえた修正
<p><b>第8節 緊急輸送対策</b></p>	<p><b>第8節 緊急輸送対策</b></p>	
<p><b>第1 輸送手段の確保</b></p> <p><b>3 緊急通行車両の確認</b> 風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」第2<u>(追加)</u>に準ずる。</p>	<p><b>第1 輸送手段の確保</b></p> <p><b>3 緊急通行車両の確認</b> 風水害・土砂災害・火災対策編 第2章第47節「輸送」第2、<u>3</u>に準ずる。</p>	国防災基本計画の修 正に伴う新設
<p><b>第3章 災害復旧計画</b></p> <p><b>第2節 市民生活の安定のための緊急措置</b></p> <p><b>第1 罹災者の生活確保</b> (略)</p> <p><b>4 災害弔慰金等の支給</b> (略) (1) 対象 住民税非課税世帯<u>及び</u>、次のいずれかに該当する方</p>	<p><b>第3章 災害復旧計画</b></p> <p><b>第2節 市民生活の安定のための緊急措置</b></p> <p><b>第1 罹災者の生活確保</b> (略)</p> <p><b>4 災害弔慰金等の支給</b> (略) (1) 対象 住民税非課税世帯<u>で</u>、次のいずれかに該当する方</p>	市ホームページの記 載に合わせ修正